

IV 取組個票

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
I-① 生産ステージ	I-① 生産ステージ	生産ステージ																								
施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進	施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進																								
(1)生産者に対する農薬適正使用の啓発		具体的な取組み																								
生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。		(2)農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施																								
①概要		適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農業販売総職員による計画的な農薬販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。																								
②推進指標		農薬販売者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。																								
③用語解説		農薬販売者に対する立入検査実施件数の指標となる。 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。																								
【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>410回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>431回</td> <td>503回</td> <td>351回</td> <td>449回</td> <td>325回</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	410回	—	—	—	—	—	実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																			
目標	—	410回	—	—	—	—	—																			
実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—																			
【農薬適正使用の推進事業の開催回数】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>410回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>431回</td> <td>503回</td> <td>351回</td> <td>449回</td> <td>325回</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	410回	—	—	—	—	—	実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																			
目標	—	410回	—	—	—	—	—																			
実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—																			
【平成29年度事業実施状況】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農薬販売者等へ立入検査を行った。</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:257販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:29件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)</td> </tr> </tbody> </table>	農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)	●農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農薬販売者等へ立入検査を行った。	・平成29年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:257販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:29件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)																					
農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)																										
●農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農薬販売者等へ立入検査を行った。																										
・平成29年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:257販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:29件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)																										
【平成29年度取組みの評価】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(農産園芸課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間30件前後を改善指導しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。今後も引き続き立入検査を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	(農産園芸課)	農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間30件前後を改善指導しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。今後も引き続き立入検査を実施する。																						
(農産園芸課)																										
農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間30件前後を改善指導しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。今後も引き続き立入検査を実施する。																										

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
I-① 生産ステージ	I-① 生産ステージ	生産ステージ																								
施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進	施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進																								
(1)生産者に対する農薬適正使用の啓発		具体的な取組み																								
生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。		(2)農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施																								
①概要		適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農業販売総職員による計画的な農薬販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。																								
②推進指標		農薬販売者に対する立入検査実施件数の指標となる。 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。																								
③用語解説		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>410回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>431回</td> <td>503回</td> <td>351回</td> <td>449回</td> <td>325回</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	410回	—	—	—	—	—	実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																			
目標	—	410回	—	—	—	—	—																			
実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—																			
【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>410回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>431回</td> <td>503回</td> <td>351回</td> <td>449回</td> <td>325回</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	410回	—	—	—	—	—	実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																			
目標	—	410回	—	—	—	—	—																			
実績	431回	503回	351回	449回	325回	—	—																			
【平成29年度事業実施状況】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農産園芸課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の適正販売及び安全管理の推進と事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 ・平成29年度農薬適正使用講習会の開催結果 [日程・参加者数] 6月28日 中予地方局 106名 6月29日 東予地方局 99名 6月30日 南予地方局 100名 ・平成29年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月25日 新規 4名 更新65名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を321回実施した。</td> </tr> </tbody> </table>	農産園芸課	●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の適正販売及び安全管理の推進と事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 ・平成29年度農薬適正使用講習会の開催結果 [日程・参加者数] 6月28日 中予地方局 106名 6月29日 東予地方局 99名 6月30日 南予地方局 100名 ・平成29年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月25日 新規 4名 更新65名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を321回実施した。																						
農産園芸課																										
●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) 農薬の適正販売及び安全管理の推進と事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 ・平成29年度農薬適正使用講習会の開催結果 [日程・参加者数] 6月28日 中予地方局 106名 6月29日 東予地方局 99名 6月30日 南予地方局 100名 ・平成29年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月25日 新規 4名 更新65名 ・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を321回実施した。																										
【平成29年度取組みの評価】		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(農産園芸課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習会等の開催により、農業者の農薬適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危被害の未然防止を図るために、今後とも、農薬適正使用講習会並びに農薬管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	(農産園芸課)	講習会等の開催により、農業者の農薬適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危被害の未然防止を図るために、今後とも、農薬適正使用講習会並びに農薬管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。																						
(農産園芸課)																										
講習会等の開催により、農業者の農薬適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危被害の未然防止を図るために、今後とも、農薬適正使用講習会並びに農薬管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。																										

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保		生産から消費に至る食の安全安心の確保																									
I-① 生産ステージ	I-① 生産ステージ																										
施策の方向1 安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進																										
具体的な取組み	具体的な取組み																										
<p>(4) 農業適正使用の推進</p> <p>農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。</p> <p>愛媛県農業適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売者等が一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。</p> <p>①概要</p> <p>農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。愛媛県農業適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。</p>																											
②推進指標	—	—																									
③用語解説	—	—																									
<p>『愛媛県農業適正使用推進協議会』 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信赖性を確保するため、設置したもの。県、農業団体、農薬販売者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項について協議を行っている。</p>																											
<p>【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】</p> <p>分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>300 件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>325 件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>311 件</td> <td>312 件</td> <td>322 件</td> <td>326 件</td> <td>331 件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	300 件	—	—	—	—	325 件	実績	311 件	312 件	322 件	326 件	331 件	—	—	<p>【平成29年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業適正使用推進事業費(農産園芸課) <ul style="list-style-type: none"> ・農業の安全使用を図るため、GAP研修会や各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図った。 ・平成29年度GAP研修会の開催結果 〔日程・参加者数〕 3月8日 112名 ・農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農業適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農薬販売業者、農業防除者の意見交換を行った。 ・平成29年度農業適正使用推進協議会の開催結果 〔開催日〕 5月17日 〔内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の安全性確保について ・農薬適正使用の推進について 	
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																				
目標	—	300 件	—	—	—	—	325 件																				
実績	311 件	312 件	322 件	326 件	331 件	—	—																				
<p>【平成29年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業適正使用推進事業費(農産園芸課) <ul style="list-style-type: none"> ・農業の安全性を確保するため、農業者における生産工管理・記帳に加え、生産段階における農産物の分析を農林水産研究所で実施したところ、基準値の超過はなかった。 ・平成29年度農業残留調査結果(331件) 穀類(米、麦、大豆): 29件 野菜: 45件 果樹: 156件 茶: 1件 		<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善を行って農業の安全・安心性、信頼性確保等につながるこどから、安全安心システム(GAP)の導入を今後も推進し、食に対する消費者の不安が高まる中、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。農薬の適正な使用及び危害防止を図るために、農業者への認識が更に高まり、農薬事故の減少が図られる。</p>																									
<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。</p> <p>農業適正使用講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬事故の減少が図られる。</p>																											

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																																																
Ⅰ-① 生産ステージ	安全な農林産物の提供の推進																																																
施策の方向1	具体的な取組み																																																
(5)有機農業・環境保全型農業の推進	<p>有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直売店等の取組みの支援に努めます。</p> <p>土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。</p>																																																
①概要	<p>農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となっています。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直販販売等の取り組みが今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。</p> <p>土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産技術の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。</p>																																																
②推進指標	<p>【有機農業取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>570ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>475ha</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>373ha</td> <td>355ha</td> <td>355ha</td> <td>376ha</td> <td>416ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【エコファーマー取組面積】 取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>1,200ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,200ha</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>560ha</td> <td>567ha</td> <td>545ha</td> <td>542ha</td> <td>510ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	570ha	—	—	—	—	475ha	実績	373ha	355ha	355ha	376ha	416ha			年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	1,200ha	—	—	—	—	1,200ha	実績	560ha	567ha	545ha	542ha	510ha		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																																										
目標	—	570ha	—	—	—	—	475ha																																										
実績	373ha	355ha	355ha	376ha	416ha																																												
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																																										
目標	—	1,200ha	—	—	—	—	1,200ha																																										
実績	560ha	567ha	545ha	542ha	510ha																																												
③用語解説	<p>《有機農業》 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。</p> <p>《環境保全型農業》 農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源による循環利用による土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。</p> <p>《エコファーマー》 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成分農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のこと。</p> <p>《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証。</p>																																																

【平成29年度事業実施状況】	農産園芸課
●有機農業推進事業費	農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業講座を実施した。
・平成29年度 実証展示圃	しままみ指導班 温州みかん15a、レモン10a 久万高原指導班 ソートコーン6a、サトイモ3a 鬼北指導班 ユズ25a
●大規模有機農業持続的低コスト生産技術確立試験費(農産園芸課)	・県では有機農業の生産振興のための有効な手段として規模拡大技術を推進しているが、一方で大規模化に伴う病害虫リスクや投入資材の増大、生産環境への影響が懸念されている。 そこで、持続的低コスト安定生産技術を確立するために、有機水稲二毛作体系での施肥削減技術や病害虫発生消長の解明と防除対策について検討するとともに、輪作体系の検証を開始した。 また、県下の主な有機農業実践現場における土壤や生物多様性等の生産環境実態調査を実施した。
●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)	・環境に優しい農業生産の循環利用による土づくりや化学肥料、化学農薬の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一貫して取り組むとともに、有害物質対策を実施し、生産及び流通販売業者等に対し研修会を開催した。
・平成29年度 セミナー	・環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課) ・特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課) ・認証審査会を年6回開催し、242件(水稻・大豆51件、果樹51件、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数1,873人、栽培面積965ha) ・認証委員会(委員7名)を12月7日に開催し、県GAPの創設、認証状況の報告、認証制度の運用、新たな認証対象作物の追加、認証農産物のPRなどについて協議した。 ・3月16日に、第1回目の県GAP認証委員会(委員7名)を開催し、17件(水稻4件、野菜13件)が県GAP農産物として認証された。確認責任者は4者(うち学校2者)。
●エコファーマー認定数 612人	●エコえひめ農産物認証制度(ブランド戦略課)
●エコえひめ農産物認証制度の普及啓発や販路拡大のためには、消費者と生産者の交流体験ツアーや実施するなどに、情報誌での制度・販売店等の紹介、エコえひめ農産物を使用したレシピの開発・料理教室の開催、県内のスーパーにて認証農産物の常設販売コーナーを設置する際の支援を行った。	●エコえひめ農産物認証制度(ブランド戦略課) ・県内スーパーにおけるエコえひめ農産物の常設販売コーナーは、7店舗から12店舗に増加し、品目・量ともに増加している。

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み		具体的な取組み
(6) GAP(農業生産工程管理)の推進		(7) 原木いたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 原木いたけ等生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要		愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会が生産者を対象として実施する生産技術研修会・現地実習(県補助事業)において、生産量確保及び品質向上のための技術習得やトレーサビリティに必要な生産履歴の管理の徹底を推進する。
②推進指標		②推進指標 (原木いたけ生産技術講習会・研修会の開催回数) 回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。
③用語解説		③用語解説 —
【平成29年度事業実施状況】		
●グローバルGAP等国際認証取得支援事業費(農産園芸課)		
食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るため、推進会議やセミナーの開催や生産者や生産者団体に対して実践的なコンサル指導を実施した。		
(1) 原木乾いたけ等生産者による安全性の確保のための生産性及び品質の向上、トレーサビリティによる安全性等を指導した。		
・原木乾いたけ等生産者に対し、生産技術会・現地実習による生産性及び品質の向上を図ることができた。		
(2) GAP推進会議の開催(JA中央会、JA全農えひめ、愛フード推進機構他)		
4月26日、12月25日		
・GAP推進会議の開催		
(3) GAP導入支援研修(2名)、GAP検定(3名)		
(4) グローバルGAPの取得啓発に係るセミナーの開催		
・初級セミナーの開催 8月9日 参加者100名		
・GAP取得の必要性を啓蒙		
・上級セミナーの開催 3月8日 参加者112名		
・GAP取得を「詰け」に結びつけた県外実践家・指導者による情報提供		
(5) グローバルGAPの認証取得への誘導		
・特別栽培農作物生産者を対象として認証取得へ誘導		
・認証取得に意欲的な生産者に対して体系的にコンサル指導		
【平成29年度取組みの評価】		
(農産園芸課)		
コンサルの派遣など積極的にグローバルGAPの認証取得支援を実施した結果、取得者が3者から6者となった。また、平成29年12月7日に県GAPガイドラインに準拠した県GAP認証制度がエコひめの中に創設され、3月の認証委員会により4者が認証された。今後も県GAP(GAPを)とグローバルGAP(GAPを)の取得に継続して支援する。		

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み		具体的な取組み
(6) GAP(農業生産工程管理)の推進		(7) 原木いたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 原木いたけ等生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要		関係機関と連携し、グローバルGAPの認証取得を支援するため、①県GAP推進会議の開催 高度GAP指導者の育成(県やGAP専門機関が行うGAP導入支援研修・GAP検定の受講など)、②グローバルGAPの取得啓発に係るセミナーの開催、④グローバルGAPの認証取得への誘導などを実施する。
②推進指標		②推進指標 (原木いたけ生産技術講習会・研修会の開催回数) 回数維持により、継続的に生産者の技術向上が図られる。
③用語解説		③用語解説 —
【平成29年度事業実施状況】		
●グローバルGAP等国際認証取得支援事業費(農産園芸課)		
食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るため、推進会議やセミナーの開催や生産者や生産者団体に対して実践的なコンサル指導を実施した。		
(1) 原木乾いたけ等生産者による安全性の確保のための生産性及び品質の向上、トレーサビリティによる安全性等を指導した。		
・原木乾いたけ等生産者に対し、生産技術会・現地実習による生産性及び品質の向上を図ることができた。		
(2) GAP推進会議の開催(JA中央会、JA全農えひめ、愛フード推進機構他)		
4月26日、12月25日		
・GAP推進会議の開催		
(3) GAP導入支援研修(2名)、GAP検定(3名)		
(4) グローバルGAPの取得啓発に係るセミナーの開催		
・初級セミナーの開催 8月9日 参加者100名		
・GAP取得の必要性を啓蒙		
・上級セミナーの開催 3月8日 参加者112名		
・GAP取得を「詰け」に結びつけた県外実践家・指導者による情報提供		
(5) グローバルGAPの認証取得への誘導		
・特別栽培農作物生産者を対象として認証取得へ誘導		
・認証取得に意欲的な生産者に対して体系的にコンサル指導		
【平成29年度取組みの評価】		
(農産園芸課)		
コンサルの派遣など積極的にグローバルGAPの認証取得支援を実施した結果、取得者が3者から6者となった。また、平成29年12月7日に県GAPガイドラインに準拠した県GAP認証制度がエコひめの中に創設され、3月の認証委員会により4者が認証された。今後も県GAP(GAPを)とグローバルGAP(GAPを)の取得に継続して支援する。		

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
1 - ①	生産ステージ	1 - ① 生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																									
具体的な取組み		安全な畜産物の提供の推進																								
(9) 牛耳標装着の農家指導 関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別(ため)の情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。																										
①概要 国(農政事務所)、農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。																										
②推進指標 【牛耳標装着率】 全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>850 件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>634 件</td> <td>619 件</td> <td>624 件</td> <td>597 件</td> <td>613 件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	850 件	—	—	—	—	—	実績	634 件	619 件	624 件	597 件	613 件	—	—	
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	850 件	—	—	—	—	—																			
実績	634 件	619 件	624 件	597 件	613 件	—	—																			
③用語解説 『牛耳標』国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別(黒毛和牛など)、出生年月日、出生地、飼養地、と畜(食肉にするため)の解体処理(年月日)、と畜場の名称・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができる。 『個体情報の内容』耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報																										
【(動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。】 巡回の継続性は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>850 件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>700 件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>634 件</td> <td>619 件</td> <td>624 件</td> <td>597 件</td> <td>613 件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	850 件	—	—	—	—	700 件	実績	634 件	619 件	624 件	597 件	613 件	—	—	
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	850 件	—	—	—	—	700 件																			
実績	634 件	619 件	624 件	597 件	613 件	—	—																			
③用語解説 『(動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。】																										
巡回の周知を図り、必要な指導を実施します。																										
②推進指標 【生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数】 巡回の継続性は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>850 件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>700 件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>634 件</td> <td>619 件</td> <td>624 件</td> <td>597 件</td> <td>613 件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	850 件	—	—	—	—	700 件	実績	634 件	619 件	624 件	597 件	613 件	—	—	
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	850 件	—	—	—	—	700 件																			
実績	634 件	619 件	624 件	597 件	613 件	—	—																			
③用語解説 『(動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。】																										
巡回の周知を図り、必要な指導を実施します。																										

【平成29年度事業実施状況】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料対策事業費(畜産課) ● 畜産経営技術指導事業費(畜産課) ● 家畜衛生対策事業費(畜産課) 		
<ul style="list-style-type: none"> ・生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要な指導を実施した。 ・生産者:398件、飼料販売店:98件、動物用医薬品販売業者:116件 ・周知関連法令:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)、飼料安全法 		
【平成29年度取組みの評価】		
<p>(畜産課) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も引き続き実施する。</p>		

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保																																
I-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ																																
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進	安全な畜産物の提供の推進																																
具体的な取組み	具体的な取組み	(11)畜産関係生産者の巡回による普及指導 畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。																																
①概要		<p>①概要 毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。</p>																																
②推進指標		<p>②推進指標 【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>(H25)</th><th>(H26)</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td><td>—</td><td>6</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>全戸</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>498(全戸)</td><td>473(全戸)</td><td>448(全戸)</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H31	目標	—	6	—	—	—	—	—	—	—	全戸	実績	4	5	5	5	5	498(全戸)	473(全戸)	448(全戸)	—	—
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H31																								
目標	—	6	—	—	—	—	—	—	—	全戸																								
実績	4	5	5	5	5	498(全戸)	473(全戸)	448(全戸)	—	—																								
③用語解説		—																																
④実施状況		<p>【平成29年度事業実施状況】 (畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) *家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町、農協職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料安全法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。 *農家戸数:酪農113戸、肉用牛177戸、養豚81戸、養鶏77戸</p>																																
⑤評価		<p>【平成29年度取組みの評価】 (畜産課) 家畜飼料の価格高止まりによる生産コストの増加や日欧EPA等による国際間競争の激化から、農家収益の向上に直接的な効果をもたらす生産コスト低減技術や生産性向上技術を中心とした技術開発を優先実施したことから、取組み実績なし。 今後も、生産者に法令等の周知を図るために、畜産関係団体と連携して引き続き実施する。</p>																																

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
I-①	生産ステージ																								
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																								
具体的な取組み																									
(13) 高病原性鳥インフルエンザ対策 生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。	<p>①概要 定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。</p> <p>②推進指標 【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的公衆サンプリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> <tr> <th>目標</th> <td>—</td> <td>対象鶏全羽</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>対象鶏全羽</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>1,190 羽</td> <td>1,270 羽</td> <td>1,250 羽</td> <td>1,130 羽</td> <td>990 羽</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽	実績	1,190 羽	1,270 羽	1,250 羽	1,130 羽	990 羽		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽																		
実績	1,190 羽	1,270 羽	1,250 羽	1,130 羽	990 羽																				
【平成29年度事業実施状況】																									
●家畜伝染病予防事業費(畜産課) ・県内の対象養鶏場の990羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全羽異常はないか、体制により監視を強化した。	<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(畜産課) 県内養鶏場等における、高病原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化した。</p>																								

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①		生産ステージ
具体的な取組み		
(1)概要 家畜病性鑑定所において、48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、48ヶ月未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。 経路の究明に努めます。		
I-②	死亡牛のBSE検査	48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、48ヶ月未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。
②推進指標		
<hr/>		
③用語解説		
《BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)》「牛海绵状脑膜症」と訳され、TSE (伝達性海綿状脳症: Transmissible Spongiform Encephalopathy)といふ、未だ十分に解明されていない伝達因子(病気を伝えるもの)と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、站立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。		
【平成29年度事業実施状況】		
<p>●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)</p> <p>48ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計23頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でBSE感染牛はなかった。</p>		
【平成29年度取組みの評価】		
(畜産課) 県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化することとしている。		

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ																								
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進	安全な水産物の提供の推進																								
具体的な取組み	具体的な取組み	(15) 貿易検査の実施 貿易原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。																								
<p>①概要 宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カテナラ、冬季～初夏に出現するギムノディニクム・カテナータムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させます。県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の毒量を検査しています。</p>																										
<p>②推進目標 【貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合】 検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>71.9%</td> <td>60.1%</td> <td>69.1%</td> <td>68.3%</td> <td>79.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%		実績	71.9%	60.1%	69.1%	68.3%	79.5%		
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%																				
実績	71.9%	60.1%	69.1%	68.3%	79.5%																					
<p>③用語解説 『安全基準値』貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度</p>																										
<p>【平成29年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●魚病対策指導費(水産課) 魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。 		<p>【平成29年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課) 毒化した二枚貝が流通されないよう、原因プランクトンの出現動向に合わせ、貝毒検査を実施した。 <p>検査実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>[日程・参加者数]</th> <th>ミドリガイ(福浦湾)</th> <th>ミドリガイ(御庄湾)</th> <th>ミドリガイ(福浦湾)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター</td> <td>5/10採取分</td> <td>5/10採取分</td> <td>5/19採取分</td> </tr> <tr> <td>6月30日 ウエルピア伊予</td> <td>5/11</td> <td>5/11</td> <td>5/22</td> </tr> <tr> <td>・魚病診断件数</td> <td>16名</td> <td>16名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>・水産用ワクチン使用指導書発行件数</td> <td>725件</td> <td>723件</td> <td>723件</td> </tr> <tr> <td>・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ)</td> <td>15億件</td> <td>15億件</td> <td>15億件</td> </tr> </tbody> </table>	[日程・参加者数]	ミドリガイ(福浦湾)	ミドリガイ(御庄湾)	ミドリガイ(福浦湾)	6月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター	5/10採取分	5/10採取分	5/19採取分	6月30日 ウエルピア伊予	5/11	5/11	5/22	・魚病診断件数	16名	16名	15名	・水産用ワクチン使用指導書発行件数	725件	723件	723件	・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ)	15億件	15億件	15億件
[日程・参加者数]	ミドリガイ(福浦湾)	ミドリガイ(御庄湾)	ミドリガイ(福浦湾)																							
6月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター	5/10採取分	5/10採取分	5/19採取分																							
6月30日 ウエルピア伊予	5/11	5/11	5/22																							
・魚病診断件数	16名	16名	15名																							
・水産用ワクチン使用指導書発行件数	725件	723件	723件																							
・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ)	15億件	15億件	15億件																							
<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(水産課) 養殖業者等を対象とした防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用等を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病的蔓延防止を図った。更に、水産用ワクチンを使用する認めた者に対して水産用ワクチン使用指導書を発行した。</p>		<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(水産課) 平成29年度は、愛南町福浦湾で採取した天然ミドリガイから国の定める規制値(4マックスユニット/g)を上回る麻痺性貝毒が検出されたことから、愛南町役場、関係漁協に対して、二枚貝を取り扱わないよう指導した。更に、愛南町内に立看板を設置して、周辺住民に対して、二枚貝を採集、自家消費しないよう注意喚起を行った。今後も貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。</p>																								

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ-①	生産ステージ	I-① 生産ステージ																								
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進	安全な水産物の提供の推進																								
具体的な取組み	具体的な取組み	(14) 養殖衛生管理体制の推進 養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。																								
<p>①概要 魚病対策として、疾病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するとともに、養殖衛生管理体制に関する講習会(研修会)を実施する。</p>																										
<p>②推進目標 【養殖衛生管理体制への指導状況の指標となる。】</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(H31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>71.9%</td> <td>60.1%</td> <td>69.1%</td> <td>68.3%</td> <td>79.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)	目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%		実績	71.9%	60.1%	69.1%	68.3%	79.5%		
年度	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(H31)																			
目標	—	70.0%	—	—	—	70.0%																				
実績	71.9%	60.1%	69.1%	68.3%	79.5%																					
<p>③用語解説</p>																										
<p>【平成29年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●魚病対策指導費(水産課) 魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催する。また、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。 		<p>【平成29年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●魚病対策会議の開催結果 <p>〔日程・参加者数〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>6月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター</th> <th>82名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月30日 ウエルピア伊予</td> <td>16名</td> </tr> </tbody> </table> <p>・魚病診断件数 ・水産用ワクチン使用指導書発行件数 ・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ)</p>	6月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター	82名	6月30日 ウエルピア伊予	16名																				
6月27日 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島支部 漁業研修センター	82名																									
6月30日 ウエルピア伊予	16名																									
<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(水産課) 養殖業者等を対象とした防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用等を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病的蔓延防止を図った。更に、水産用ワクチンを使用する認めた者に対して水産用ワクチン使用指導書を発行した。</p>		<p>【平成29年度取組みの評価】</p> <p>(水産課) 平成29年度は、愛南町福浦湾で採取した天然ミドリガイから国の定める規制値(4マックスユニット/g)を上回る麻痺性貝毒が検出されたことから、愛南町役場、関係漁協に対して、二枚貝を取り扱わないよう指導した。更に、愛南町内に立看板を設置して、周辺住民に対して、二枚貝を採集、自家消費しないよう注意喚起を行った。今後も貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。</p>																								

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
1-①	生産ステージ
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進
具体的な取組み	
(16) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進	
食中毒の原因となる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。	
①概要	
「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基き、水産研究センターが県内のヒラメを検査するどもに、被害の軽減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。	
②推進指標	
—	
③用語解説	
《新種クドア》 正式名称は <i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンパンクタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することと一定量のクドアが採取されると、一過性の食中毒を引き起しこそことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができます。	
【平成29年度事業実施状況】	
● 養殖ヒラメの食中毒原因寄生虫検査(水産課) ヒラメに寄生し食中毒の原因となる <i>Kudoa septempunctata</i> 保有状況を遺伝子検査(PCR法)により検査を行った。	
○ヒラメのクドア検査 ・水産研究センター 魚類検査室 26件 栽培資源研究所 3件	
【平成29年度取組みの評価】	
(水産課) ヒラメ養殖用種苗(421尾)、養殖ヒラメ(81尾)及び天然ヒラメ(13尾)についてクドアの保有状況を検査した結果、いずれからもクドア・セプテンパンクタータは検出されなかった。	